第四次 出水市
読書活動推進計画

読書活動日本一のまちづくり

出水市読書の歌

～すてきな宝物～

作詞　出水市の子どもたち
作曲　米森孝代・大川内中の子どもたち
編曲　原田いずみ

一あの　青い空の向こう
きっと　みんなが
すてきな　本と　出会っている
ララララ・・・・・・
キラキラ　心の　エネルギー
届けるよ　この一ページ
君への　おくりもの

二今日は　どんな　お話だろう
きっと　えがおが
あふれる　本と　出会っている
ララララ・・・・・・
広がる　冒険の旅に出よう
ときめきの　この一冊は
わたしの　たからもの

出水市読書の歌 ～すてきな宝物～

この歌は、平成２３年度に「読書活動日本一のまちづくり」事業の浸透を図ろうと、市内の子どもたちから、詩のフレーズを募集し、音楽部会で取りまとめ、当時の大川内中学校米森孝代教頭と同校生徒たちが曲を付けて完成したものです。「読書活動日本一のまちづくり推進大会」のオープニングで出水市少年少女合唱団が曲を披露したり、学校の「朝の読書」の時間に流したりしています。

目　　次

第１章　第四次読書活動推進計画の策定にあたって　……1

1　読書活動日本一のまちづくりの推進　……2

2　国及び県の動向と策定の趣旨　……2

第２章　第三次読書活動推進計画期間における成果と課題　……5

1　第三次計画における成果と課題　……6

2　読書に関するアンケートから　……7

第３章　第四次読書活動推進計画の基本的方針……9

読書活動日本一のまちづくり「出水市読書活動推進計画」概要版　……１０

1　計画の目的　……１２

2　計画の位置付けと基本目標　……１２

3　計画の対象　……１３

4　計画の期間と見直し　……１３

5　施策の体系図　……１４

6　読書活動推進のための方策　……１５

基本目標１　家庭における読書活動の推進　……１５

⑴　家読（うちどく）20 分間運動の推進

⑵　「家読（うちどく）推薦図書」の普及、活用

⑶　我が家の１冊、私の１冊、「宝本」の取組

⑷　乳幼児期に本と出会うきっかけづくりの支援

⑸　大人の読書活動の推進

基本目標２　地域・企業等における読書活動の推進　……１９

⑴　市立図書館における取組

⑵　自治会等の読書活動への支援

⑶　公共施設等における読書環境の整備の推進

⑷　企業等と連携・協働した読書活動の推進

⑸　読書ボランティアの拡充と育成

⑹　関係機関・民間団体との連携

基本目標３　学校等における読書活動の推進 …… ２４

⑴　子どもの読書習慣の確立と読書活動の充実

⑵　読書環境の整備

⑶　職員等の読書指導に関する研修等の充実

⑷　障がいのある子どもの読書活動の推進

基本目標４　読書活動への理解と普及啓発の推進 …… ２７

⑴　読書に関する記念日の意義の周知と普及

⑵　情報の提供と行事・活動の周知

⑶　ホームページ「よんみゃんせ」の充実

⑷　イベント・大会開催による顕彰と啓発

⑸　地域行事等による読書活動の啓発

⑹　読書のまちの啓発

⑺　組織体制の確立と進捗管理

資料編 …… ２９

第 1 章

第四次読書活動推進計画の策定にあたって

第１章　第四次読書活動推進計画の策定にあたって

１ 読書活動日本一（にっぽんいち）のまちづくりの推進

「読むことは　生きること」。これは、令和２年２月に開催された「読書活動日本一のまちづくり推進大会」において、ノンフィクション作家の柳田邦男先生が述べられた一文です。「絵本は人づくり、まちづくりの種」の演題で御講演をいただきました。家族で一緒に読書の時間を楽しんだり、大人が子どもに絵本を読んであげたりすると、家族の大切さや思いやりの心が生まれます。そして、大人も子どもも自己肯定感が高まり、明るく人生を創造し再生する土台が形成され、さらには市や町の発展にもつながるという内容でした。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。近年、読書による効果は様々な調査により裏付けられてきました。子どもの学力向上だけではなく、高齢者の健康維持にも好影響を与えます。

子どもに関わる全ての大人たちが本を好きになり、読書をする姿を子どもたちに示し、読書の大切さを伝えていきます。

令和２年度は、新高尾野図書館がオープンし、移動図書館車「いずみ号」が１７年ぶりにリニューアルするなど、より身近な地域の図書館にするための取組を行いました。

今後とも、「読書によるひとづくり　ふるさとづくりのまち　出水市」を基本理念に、市民全員が、あらゆる機会とあらゆる空間で自主的に読書を行うことができるよう市と市民が協働して「読書活動日本一のまちづくり」を推進していきます。

２ 国及び県の動向と策定の趣旨

【国の動向】

国は、平成 13 年 12 月に、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行しました。

この法律に基づき、平成 14 年８月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、以降、平成 20 年３月に第二次基本計画、平成 25 年５月に第三次基本計画、さらに、平成 30 年４月には「発達段階ごとの効果的な取組を推進」し、「友人同士で本

を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実」することなどを主な改正点とした第四次基本計画が策定されています。

また、平成 26 年６月の学校図書館法の一部改正では、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書と位置付け、学校司書の設置に努めることとしました。

さらに、平成 29 年・30 年の学習指導要領の改訂で、言語活動の充実や学校図書館の利活用、自発的な読書活動の充実などが規定されたほか、令和元年６月には「全ての国民が障害の有無にかかわらず読書を通じて文字文化を楽しめる社会の実現」を目的にした「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」も公布、施行されました。

【県の動向】

鹿児島県は、平成 16 年２月に「鹿児島県子ども読書活動推進計画」（第一次県計画）を、平成 21 年３月には第二次県計画、平成 26 年１月に第三次県計画、平成 30 年 12 月に第四次県計画を策定し、様々な取組を進めてきました。なお、この間に、県内全ての市町村において「子ども読書活動推進計画」が策定されており、全県的に子どもの読書活動の推進に向けた取組体制が整いつつあります。

第四次県計画では、基本方針として「読書環境の整備に社会全体で取り組む」「発達段階ごとに効果的な取組を推進する」「1日20分読書」運動を通して『心に残る１冊の本』と出会えるように取り組み、読書活動を推進していく」「友人等からの働き掛けを伴う、子ども同士で本を紹介するような活動を充実させる」を掲げ、推進の方向性と具体的な取組を示しているところです。

【本市の取組】

出水市においては、全ての市民が読書を通して、感動する心を培い、想像力を育み、コミュニケーション能力を身に付け、主体的に生きる力を養うため、「出水市読書活動推進計画」に基づき、市と市民が協働し読書環境の整備に努め、やがては「読書活動日本一のまちづくり」を築き上げられるように、平成 19 年３月に「読書活動推進計画（第一次）」を、平成 24 年４月に第二次計画、平成 29 年３月に第三次計画を策定しました。

第一次計画期間においては、平成 21 年 11 月から６～７か月児健康相談時での「ブックスタート事業」、平成 23 年度に「出水市読書の歌～すてきな宝物～」の策定、学校図書館においては、学校司書の配置、研修会等の実施や空調機器の整備、平成 24 年３月の学校図書館蔵書管理システム導入、自治会においては、自治会文庫の設置の推進や出前読み聞かせ会の開催など、地域で本に触れ合う機会の拡充に努めてきました。

第二次計画期間においては、平成 25 年に読書活動の取組ＰＲと観光ＰＲを兼ねて「ブックカバー」を作製、平成 26 年度に「出水市家読（うちどく）推薦図書」を策定し、「家読（うちどく）（注１）」の

周知に努めました。また、出前読み聞かせ会を「おはなし玉手箱」と改称し、様々な年齢層への呼び掛け活動をしてきました。さらに、平成 27 年度からはブックスタート事業のフォローアップとしての「セカンドブック事業」では、２歳児歯科相談の場で再度絵本を手渡し、読み聞かせを行うなど、年齢期に応じて継続した読書活動の確立を目指して取り組んできました。

第三次計画期間においては、これまでの事業を継続しながら取組を進めるとともに、令和元年度には「出水市家読（うちどく）推薦図書」の改訂を行いました。

環境整備として、平成 30 年度に中央図書館の駐車場整備、平成 30 年度・令和元年度の寄附金等によるツル博物館クレインパークいずみ内の読書コーナーの拡充、令和２年度に移動図書館車の更新、中央図書館の読み聞かせコーナー等の充実、高尾野図書館においては高尾野支所内に新築移転開館、野田図書館の空調改修工事、また、高尾野・野田図書館に新規に図書消毒機の設置、令和３年度には中央図書館のトイレの洋式化、野田図書館の屋根改修工事を行いました。

さらに、これまで、文部科学大臣表彰等多くの全国レベルの賞を読書ボランティアグループや学校が受賞するなど、「読書活動日本一のまちづくり」に向けた取組により、子どもから大人まで市民運動としての読書活動の推進に向けた取組や体制が整いつつあります。

近年、スマートフォンやＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及等により子どもの余暇時間の使い方が変化していることや、学年が上がるにつれ読書離れの傾向にあること、また、読解力の低下などが憂慮されるとともに、読書の重要性が認識されてきているところです。このような子どもの読書活動をとりまく現状を踏まえ、子どもに関わる全ての大人たちが本を好きになり、読書をする姿を子どもたちに示し、読書の大切さを伝え、本市の子どもから大人までの「読書活動日本一のまちづくり」を目指して、本市の読書活動がさらに充実することを目的に本計画を策定するものです。

（注1）　**家読**：家庭読書のことで、「うちどく」と読みます。家族が一緒に本を読んだり、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣を身に付けるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするものです。

第２章

第三次読書活動推進計画期間における成果と課題

第２章　第三次読書活動推進計画期間における成果と課題

本市の第三次読書活動推進計画では、市民全員が読書活動の実践者として、お互いが連携、協働して、読書活動を推進していくために、次の４つの基本目標を設けました。これを達成するため、主施策に沿ってそれぞれの重点項目を明確にし、各種事業に取り組んだ主な成果と課題は、次のとおりです。

１ 第三次計画における成果と課題　○成果　▼課題

⑴　「家庭における読書活動の推進」

○　保健センターや読み聞かせボランティアグループ、市立図書館との連携による、ブックスタート事業とそのフォローアップとしてのセカンドブック事業により、保護者の関心も高まり、プレゼントした絵本を活用するなど、絵本を通じた親子の触れ合いづくりが定着しつつあります。

○　学校を通じて家読（うちどく）の取組を推進したことで、家読（うちどく）の認知や実践が増えています。

▼　読書が好きという傾向は学校段階が進むにつれて減少しており、読書の楽しさを体感できる事業の継続や啓発活動等が今後も必要です。

⑵　「地域における読書活動の推進」

○　読み聞かせボランティアグループ「紙ふうせん」が文部科学大臣表彰を受賞しました。

○　高尾野図書館の新築移転や中央図書館の読み聞かせコーナー等の整備やベビーチェア、シート設置による子育て世代の利便性が向上しました。

○　中央図書館駐車場整備等施設の改修による安全性を確保するとともに、高尾野図書館の新築移転、移動図書館車の更新及び中央図書館トイレ洋式化により利便性が向上しました。

▼　子ども会会員減少等や新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での集会の減少もあり自治会文庫の活用についての工夫が課題となっています。

▼　新高尾野図書館の「おはなしのへや」のような乳幼児等の声など気兼ねをしないで絵本を読んだり読み聞かせをしたりできる施設等の要望も多いことから、今後検討が必要です。

⑶　「学校等における読書活動の推進」

○　学校で文部科学大臣表彰や高橋松之助記念「朝の読書大賞」等全国レベルを受賞しました。

○　読書活動日本一のまちづくり推進大会において、家読（うちどく）の取組についての顕彰を実施したことで浸透が図られました。

▼　学校図書館図書標準の未達成校もあるなど、全体的に見ればまだ十分とは言えない状況です。

▼　学校司書は、学校図書館で個々の業務を行うため、経験年数等により運営等に少なからず差が出てきます。学校司書と読書指導担当教諭との連携をはじめ、市立図書館司書との連携に向けた研修が今後も必要です。

⑷　「読書活動への理解と普及啓発の推進」

○　読書活動日本一のまちづくり推進大会での記念講演や出前読み聞かせ会「おはなし玉手箱」の開催、市立図書館による各種講座により市民が読書に触れる機会を提供できました。

▼　「読書活動日本一のまちづくり」の中であらゆる機会とあらゆる空間で自主的に読書を行うことができていることにつながる具体的な成果を見つけることが今後の課題です。

2　読書に関するアンケートから【抜粋】

⑴　「あなたは、本を読むことが好きですか」という質問に対して、
「好き、どちらかというと好き」と答えた割合（単位：%）

区分 年度	小学 ３年生	小学 ５年生	中学 ２年生	高校 ２年生	幼・保 保護者	小３ 保護者	小５ 保護者	中２ 保護者
Ｈ２７	80.3	78.7	69.4	68.2	63.8	65.4	60.2	54.4
Ｒ２	86.1	70.5	67.0	64.9	64.3	65.3	60.3	63.1

「本を読むことが好きですか」と言う質問に対して「好き」「どちらかというと好き」と肯定的な回答が、５年前と比べ小学３年生が５．８%増加しましたが、学校段階が進むにつれて減少傾向にあります。

⑵　市立図書館利用状況

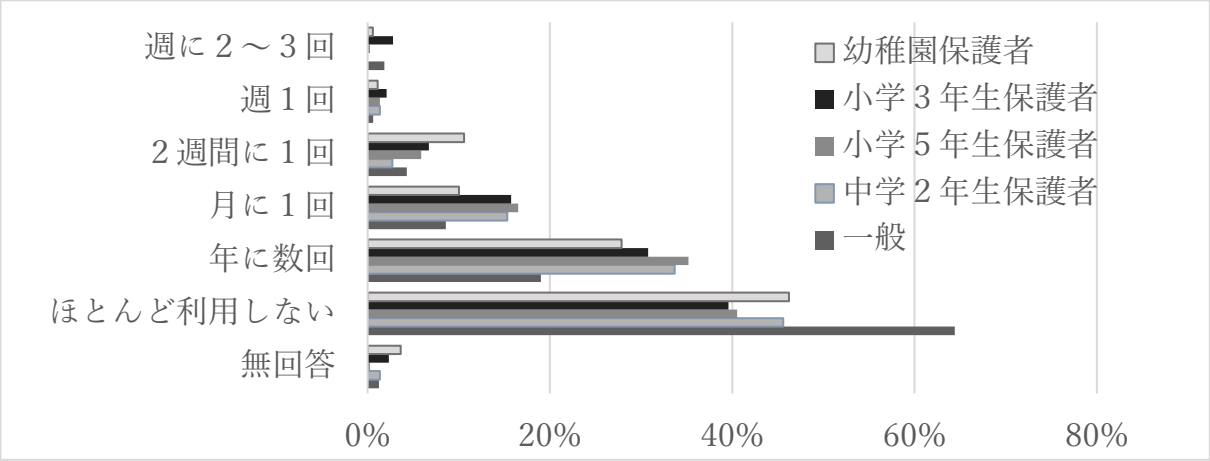

市立図書館のおはなし会等を利用したいが、乳幼児等の声など、図書館に小さい子を連れて行くことにためらいがあるといった意見もあります。

⑶　どのようにしたら（子どもたちが）もっと本を読むと思いますか？（単位：%）

区　分 選択項目	中学 ２年生	高校 ２年生	幼・保 保護者	小３ 保護者	小５ 保護者	中２ 保護者
小さい頃から読み聞かせをしてもらう	15.5	14.4	22.8	20.5	19.7	22.0
小さい頃から図書館や本屋へ行く	17.9	21.1	18.3	21.3	22.4	22.2
学校図書館（幼稚園・保育所）にたくさんの本がある	16.6	12.1	16.9	12.0	11.4	11.8
市立図書館にたくさんの本がある	-	-	2.9	5.1	4.3	5.1
自由な時間がある	22.0	22.5	3.2	4.6	5.2	6.0
テレビやゲームの時間を減らす	9.6	12.6	14.7	15.2	17.3	16.2
家の人と一緒に読書をする	8.5	8.3	18.1	17.6	15.9	12.0

中学生・高校生では「自由な時間がある」が最も多い回答であるのに対し、保護者では「小さい頃からの読み聞かせや図書館や本屋に行く」や「テレビやゲームの時間を減らす」が多い傾向にあります。

⑷　「家読（うちどく）を知っていますか」という質問に対して、「知らない」と答えた割合（単位：%）

区分 年度	小学 ３年生	小学 ５年生	中学 ２年生	高校 ２年生	幼・保 保護者	小３ 保護者	小５ 保護者	中２ 保護者
Ｈ２７	33.0	23.3	38.6	62.4	37.4	21.4	21.1	28.5
Ｒ２	5.7	7.0	3.6	2.1	2.2	6.0	4.6	5.9

家読（うちどく）の周知に向けた取組の充実により、「家読（うちどく）を知らない」と答えた割合が５年前と比べ少ない結果となり、家読（うちどく）の推進が浸透しつつあります。今後も各家庭に応じたスタイルでの取組を図っていきます。

⑸　「読書活動日本一のまちづくり」を推進するために、今後必要だと思う事業は何ですか。（複数回答）」という１２の選択項目で、上位に入った項目は次のとおりです。　（単位：%）

区　分 選択項目	幼・保 保護者	小３ 保護者	小５ 保護者	中２ 保護者
学校図書館（園の図書コーナー）を充実させる	23.8	21.5	20.6	19.1
子どもを対象とした絵本作家等の講演会の実施	12.5	16.4	16.7	17.4
市立図書館を充実させる	14.1	16.2	15.5	9.8
読み聞かせボランティアを増やす	11.8	10.9	9.0	16.2
自治会や子ども会活動など	7.0	7.2	7.1	7.2

上位以外の選択項目は、次のとおりです。

・読書に関する講演会の実施
・活発な活動を行った団体の表彰
・親子読書会を増やす
・教員や図書館職員のレベルアップ
・広報いずみや市の放送など
・市のホームページでアピールする
・その他

学校図書館（園の図書コーナー）を充実させることが必要だと感じる保護者が多いことから、さらに蔵書の充実や図書館環境の整備に努めていきます。

第３章

第四次読書活動推進計画の基本的方針

読書活動日本一のまちづくり「出水市読書活動推進計画」概要版

第四次出水市読書活動推進計画

計画策定の趣旨

出水市では、平成 19 年度から「読書活動日本一のまちづくり」を目指して、「子ども読書活動推進計画」を策定して取り組んできました。第二次５か年計画が終了し、さらに読書活動の活性化を目指し、子ども読書活動とともに大人を含めた読書活動を推進するために、第三次計画を「出水市読書活動推進計画」として策定しました。今回の第四次計画では、「読書活動日本一のまちづくり」を目指して、「読書によるひとづくりふるさとづくりのまち　出水市」を基本理念に、次の４つの基本目標、２２の主施策で支えていくこととします。

計画の期間

令和４年度から令和８年度までの５年間

計画の目的

全ての市民が読書を通して、感動する心を培い、想像力を育み、コミュニケーション能力を身に付け、主体的に生きる力を養うことを目的とします。

１　家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されます。読書が生活の中で継続して行われるよう、読書の習慣化が図られるようにしていくことが大切です。

家読（うちどく）の方法を、幼児から大人まで年代ごとにテーマを定めて、家読（うちどく）の推進を積極的に図っていきます。

【主施策】

(1)　家読（うちどく）２０分間運動の推進
(2)　「家読（うちどく）推薦図書」の普及、活用
(3)　我が家の１冊、私の１冊、「宝本」の取組
(4)　乳幼児期に本と出会うきっかけづくりの支援
(5)　大人の読書活動の推進

～いつでも　どこでも

３　学校等における読書活動の推進

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校等は大きな役割を担っています。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を確立し、読書活動の充実を図るとともに、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げる読書環境を整備して、発達段階に応じた読書活動の推進を図っていきます。

【主施策】

(1)　子どもの読書習慣の確立と読書活動の充実
(2)　読書環境の整備
(3)　職員等の読書指導に関する研修等の充実
(4)　障がいのある子どもの読書活動の推進

毎月２３日は「子どもといっしょに読書の日」です。

鹿児島県では、独自に毎月２３日に取組を推進するもので、
平成１５年度に鹿児島県図書館協会が提唱しています。

市民の目指す姿

いつも身近に１冊の本を！

２　地域･企業等における読書活動の推進

学校や家庭で読書に親しむには、市立図書館が読書活動の中核的役割を果たすとともに、地域や企業においても読書活動の意義、よさを広く啓発していく必要があります。いつでも、どこでも、読書に親しめる機会が持てるよう、読書活動の支援と読書環境の整備の推進を図っていきます。

【主施策】

(1)　市立図書館における取組
(2)　自治会等の読書活動への支援
(3)　公共施設等における読書環境の整備の推進
(4)　企業等と連携・協働した読書活動の推進
(5)　読書ボランティアの拡充と育成
(6)　関係機関・民間団体との連携

本といっしょに ～

４　読書活動への理解と普及啓発の推進

子どもが主体的に生きる力を養うことが、将来の人づくり、ふるさとづくりに重要な要素です。そのためには、年間を通じて子どもと大人がともに地域全体で読書活動を推進する機運を一層高めていくよう普及啓発に努めます。

【主施策】

(1)　読書に関する記念日の意義の周知と普及
(2)　情報の提供と行事・活動の啓発
(3)　ホームページ「よんみゃんせ」の充実
(4)　イベント・大会開催による顕彰と啓発
(5)　地域行事等による読書活動の啓発
(6)　読書のまちの啓発
(7)　組織体制の確立と進捗管理

家読（うちどく）を推進します

「家読（うちどく）」とは、「家族のふれあい読書」を意味し、家族で読んでコミュニケーションを図る取組です。

毎月第３土曜日は「出水市民読書の日」です。

家庭では、テレビやゲームをちょっとお休みして家族で読書を楽しみましょう。

第３章　第四次読書活動推進計画の基本的方針

基本理念

読書によるひとづくり　ふるさとづくりのまち　出水市

1 計画の目的

読書は、いつでも、どこでも、だれでも、簡単に、また気軽に取り組むことができる自由で、楽しい活動です。子どもたちが読書を通して、喜び・悲しみ・苦しみ・楽しさなど感動する心を培い、本の中に登場する人や動物に共感して気持ちを感じとりながら、その場面を自分なりに思い描けるように想像する力を育み、新しい言葉や、知識・情報を取得して、自分の気持ちを相手に伝える力、相手の気持ちを理解できる力（コミュニケーション能力）を身に付け、自ら主体的に生きる力を学んでいくことが必要です。

また、私たち大人も読書を楽しみながら、生きる力を養い、自らを高め、より豊かな人生を送るとともに、読書の大切さを、後世代に伝えていくことも重要です。

そのために、「読書によるひとづくり　ふるさとづくりのまち　出水市」を基本理念とし、市民全員が読書活動の実践者として、お互いが連携、協働して、読書活動の推進や読書環境の整備に努めながら、やがては「読書活動日本一のまちづくり」を目指すこととします。

2 計画の位置付けと基本目標

第四次読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第８条の規定に基づいて策定された国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「第四次鹿児島県子ども読書活動基本計画」を基本とし、また、「第二次出水市総合計画(注2)」と「出水市教育振興基本計画(注3)」との整合性を保ちつつ、市全体で関係部署が連携を図りながら、推進するものとします。

なお、本計画においては、「家読（うちどく）２０分間運動」を継続して実施するとともに、**「いつでも　どこでも　本といっしょに！」**をキャッチフレーズに設定し、次の４つの基本目標を定めて、計画を推進するものとします。

基本目標

1　**家庭における読書活動の推進**

2　**地域・企業等における読書活動の推進**

3　**学校等における読書活動の推進**

4　**読書活動への理解と普及啓発の推進**

3 計画の対象

第四次読書活動推進計画では、子ども（０歳～１８歳）を含め、全市民を対象とします。

4 計画の期間と見直し

令和４年（２０２２年）度から令和８年（２０２６年）度までの５年間とします。

なお、この期間の社会経済情勢の変化や子どもの読書環境に関する状況の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこともあります。

第四次推進計画位置付け関連図

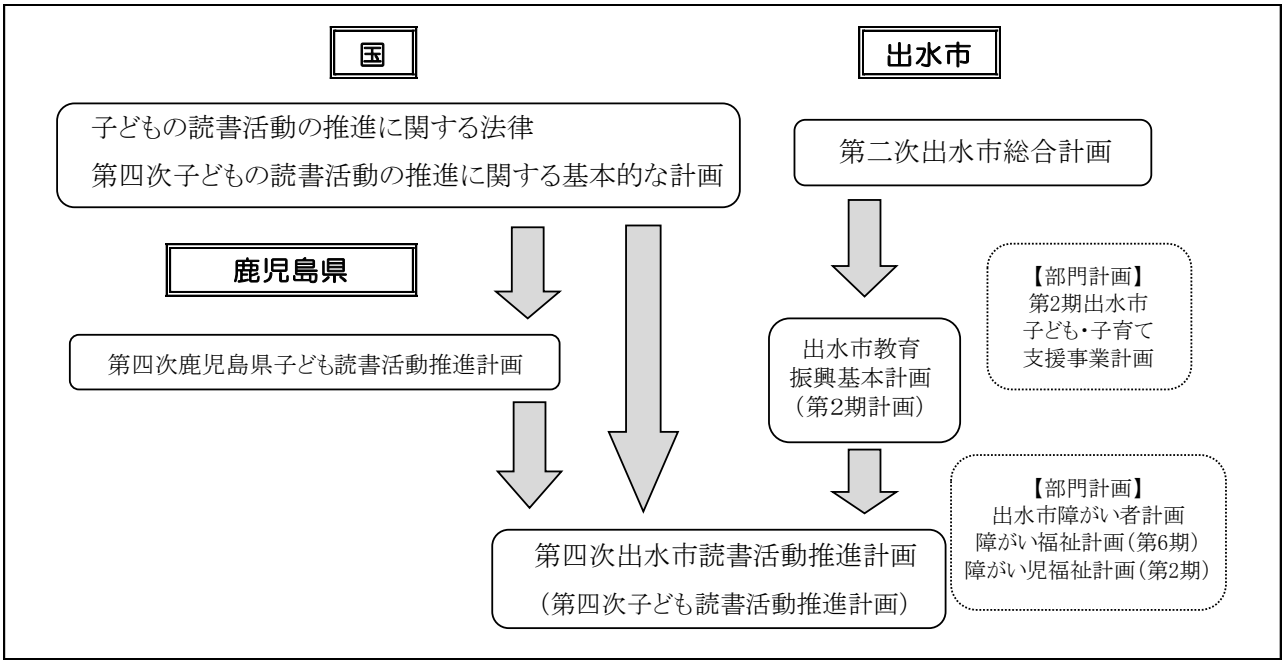

（注2）**第二次出水市総合計画（前期基本計画）**
平成30年度から令和4年度まで
「みんなでつくる　活力都市　住みたいまち　出水市」
第4章　郷土を愛し文化を伝え豊かな心を育むまちづくり
第1節　生涯学習の推進
施策の概要
4　読書活動の推進

（注3）**出水市教育振興基本計画**
令和元年度から令和4年度まで
本市教育の基本理念「郷土を愛し文化を伝え豊かな心を育むまちづくり」
第4章　今後4年間で取り組む施策の概要
1　生涯学習の推進
【基本的方向】
市と市民が協働して読書環境の整備に努め、「読書活動日本一のまちづくり」を推進します。
【施策の概要】
⑷　読書活動の推進

5 施策の体系図

「第四次出水市読書活動推進計画」施策体系図

基本目標	主　施　策	
読書によるひとづくり　ふるさとづくりのまち　出水市	**1 家庭における読書活動の推進**	
	(1) 家読（うちどく）20分間運動の推進 (2) 「家読（うちどく）推薦図書」の普及、活用 (3) 我が家の１冊、私の１冊、「宝本」の取組 (4) 乳幼児期に本と出会うきっかけづくりの支援 (5) 大人の読書活動の推進	⇨ 具体的施策
	2 地域・企業等における読書活動の推進	
	(1) 市立図書館における取組 (2) 自治会等の読書活動への支援 (3) 公共施設等における読書環境の整備の推進 (4) 企業等と連携・協働した読書活動の推進 (5) 読書ボランティアの拡充と育成 (6) 関係機関・民間団体との連携	⇨ 具体的施策
	3 学校等における読書活動の推進	
	(1) 子どもの読書習慣の確立と読書活動の充実 (2) 読書環境の整備 (3) 職員等の読書指導に関する研修等の充実 (4) 障がいのある子どもの読書活動の推進	⇨ 具体的施策
	4 読書活動への理解と普及啓発の推進	
	(1) 読書に関する記念日の意義の周知と普及 (2) 情報の提供と行事・活動の啓発 (3) ホームページ「よんみゃんせ」の充実 (4) イベント・大会開催による顕彰と啓発 (5) 地域行事による読書活動の啓発 (6) 読書のまちの啓発 (7) 組織体制の確立と進捗管理	⇨ 具体的施策

６ 読書活動推進のための方策

この推進計画で掲げた４つの基本目標に沿って、それぞれの主施策や数値目標（重点成果指標）を定めて、具体的に取り組んでいくこととします。

基本目標１　家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、家族全員で読書に親しみ、読書の習慣化が図られるようにしていくことが大切です。本市では平成２４年から家読（うちどく）２０分間運動に取り組んでおり、今回の計画においても継続して、家読（うちどく）の方法を、幼児から大人まで年代ごとにテーマを定めて、家読（うちどく）の推進を積極的に図っていきます。

⑴　家読（うちどく）２０分間運動の推進

家読（うちどく）の推進は読書習慣の定着とともに、家庭教育力を向上させる方法として期待でき、推進しています。

家読は、家庭読書のことで「うちどく」と読み、「家族ふれあい読書」を意味します。家族で本を読んでコミュニケーションを図り、「家族の絆づくり」をすることを目的としています。

◎ 家族で一緒に本を読む
◎ 読み聞かせをする
◎ 読んだ本について語り合うなど

各家庭における「家読（うちどく）ルール」を決めて取り組みましょう。

乳幼児・小学生 **家族と一緒に家読（うちどく）２０分**	乳幼児期の子どもは、読み聞かせなど家族の協力が必要です。小学生の時期は、多くの本を読み、朝読み・夕読みや興味のある本など、少しずつ読書の幅を広げることが大切です。
中学生 **ジャンルを広げて家読（うちどく）２０分**	中学生の時期は、読書の幅を広げることが大切です。文学、科学、歴史、郷土などの様々なジャンルの本を読みましょう。
高校生 **自分を見つめる家読（うちどく）２０分**	高校生の時期は、自分自身の生き方を見つめるためにも読書が大切です。身近なところに本を置き、読書に親しみましょう。
大人（子育て世代） **子どもの心を育てる家読（うちどく）２０分**	子どもの本に親しむ環境づくりに努め、子どもと一緒に読書を楽しみましょう。

⑵　「家読推薦図書」の普及、活用

出水市では、読書推進及び家読活動の促進を図るために、発達段階に応じた家読推薦図書を選定しています。

選定は、市内の各保育所・幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校の学校司書や読書担当教諭、市立図書館職員から提案をもらい、読書活動日本一のまちづくり推進委員会等で意見をまとめたものです。当初は 100 冊でしたが、令和元年度に改訂を行い、一部見直しと新規に幼児、高校生を加え、幼児は２０冊、小学校は低・中・高学年各２０冊、中学生４０冊、高校生３０冊の計 150 冊を「家読推薦図書」として定めています。

ア　家読推薦図書コーナーの設置をします。

イ　家読推薦図書の展示や周知をします。

読書活動日本一のまちづくり推進大会での展示

高尾野図書館家読推薦図書コーナー

⑶　我が家の１冊、私の１冊、「宝本」の取組

家族共通の思い出の１冊、自分の成長に影響を与えた１冊など、そのような本を、「我が家の宝本」、「私の宝本」として、エピソードを添えてホームページ等で紹介する取組を進めます。

宝本エピソード

宝本って？

… 家族共通の思い出の一冊や、自分の成長に影響を与えた一冊など、自分や家族にとってかけがえのない一冊になった本のことです。

読書活動推進中　よんみやんせ

著者名　瀧村有子／作
　　鈴木永子／絵
出版社　福音館書店

【　書　名　】　**ちょっとだけ**

【エピソード】

わたしには、おとうとがいます。おねえちゃんになったからじぶんでじぶんのことは、できるだけがんばりたいとおもいます。でも、たまにはおかあさんとおとうさんにあまえたいとおもってしまいます。このほんの、なっちゃんとわたしはにているとおもいました。

⑷　乳幼児期に本と出会うきっかけづくりの支援

乳幼児期の本との出会いは、その後の読書習慣の形成につながる大切なものであることから、乳幼児を対象として市の健康相談の場で健康増進課、教育委員会、読書ボランティア、市立図書館が連携して次の支援を引き続き実施します。

また、子育て支援室（注４）の利用者への働き掛けも図っていきます。

ブックスタート事業　…６～７か月児健康相談で実施

乳幼児とその保護者に読み聞かせを体験してもらい、絵本やブックリスト、図書館の事業案内などを入れたバックを配布し、家庭での読み聞かせのきっかけづくりを支援します。

セカンドブック事業　…２歳児歯科相談で実施

幼児とその保護者に読み聞かせを行い、絵本やブックリスト、図書館の事業案内などを配布し、ブックスタート事業と継続して行うことにより、家庭での絵本を通した家族のふれあいづくりを支援します。

（注4）　**子育て支援室**：就学前の子どもとその保護者が遊び交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点施設。子ども向けの絵本を揃えており、自由に親子で絵本を楽しんでいます。また、移動図書館車も月に2回来て図書の貸出もしています。

⑸　大人の読書活動の推進

それぞれのライフスタイルに合わせた、大人の読書活動の推進を今後も図っていきます。

ア　いつでも、どこでも、本を携える運動を推進します。

市民の目指す姿

いつも身近に
一冊の本を！

イ　図書館や移動図書館等の利用を推進します。

読書活動日本一のまちづくり推進大会での開館

青年の家　自然まつりでの開館

ウ　子どもと読書の楽しさを分かち合えるように、「子どもといっしょに読書の日」及び「出水市民読書の日」の啓発を図ります。

エ　「わくわく☆おはなしフェスタ」等で家庭における読み聞かせを促進します。

オ　高齢者への読書活動の支援を進めます。

○　高齢者への読書活動を推進するため、関係機関・団体を通じた読書に関する情報提供を行います。

○　市高齢者大学等で読書に関する出前講座等を実施します。

○　高齢者向けのイベント等で大活字本等の紹介をします。

市高齢者大学教養教室での様子

基本目標２　地域・企業等における読書活動の推進

学校や家庭で読書に親しむには、市立図書館が読書活動の中核的役割を果たすとともに、地域や企業において読書活動の意義、よさを広く啓発していく必要があります。いつでも、どこでも、読書に親しめる機会が持てるよう、読書活動の支援と読書環境の整備の推進を図っていきます。

⑴　市立図書館における取組

市立図書館は、豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選ぶことができ、読書の楽しみを知ることができる場所です。保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選んだり、読書についての情報を得たりできる場所でもあります。読書活動を推進するまちとして、蔵書の充実に努め、子どもも大人も魅力ある本に出会えるように、住民ニーズに応じ、バランスのとれた本の選書、図書資料の充実を図り、連携していきます。

中央図書館

平成 30 年度　駐車場整備
令和　2 年度　子育て世代利用応援事業
令和　3 年度　トイレの洋式化

高尾野図書館

令和２年度
高尾野支所内へ新築移転

移動図書館車

令和２年度　車両更新

野田図書館

令和２年度　空調改修工事
令和３年度　屋根改修工事

★移動図書館車「いずみ号」について

移動図書館は本棚を取付けた特別仕様の車で、約２，０００冊の図書を載せて市内２０ステーションや市内学校に巡回しています。
現在の図書館車は、令和２年度に更新され、側面のデザインは出水市の観光名所をモチーフにしたもので、出水市の子どもたちの投票によって決まりました。市内で開催される様々なイベント等に参加し、出前形式の特集展示など効果的なサービスを進めながら、読書の楽しさを伝える広告塔のような役割を果たしています。
今後は高齢者サロン会場、企業等への巡回を検討していきます。

ア　迅速で的確な資料・情報の収集と提供に努めます。

○　多様な蔵書構成を実現するための選書体制の充実を図ります。

○　利用者が求める資料を探しやすく、快適に閲覧できる環境づくりに努めます。

○　利用者のニーズに配慮したテーマ展示等を実施します。

イ　課題解決機能の充実を図ります。

○　レファレンスサービス（注５）の充実を図ります。

○　ビジネス支援や法情報、医療・健康情報、観光支援、子育て支援等の資料情報の提供とサービスの実施に努めます。

○　「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催など調べる場としての図書館活用を図ります。

ウ　地域特性・利用者特性に配慮した学習活動機会の提供に努めます。

○　地域特性・利用者特性を考慮した情報の収集と提供に努めます。

○　地域特性・利用者特性に応じた催し物等を積極的に開催します。

○　学校や地域子ども会等でのアウトリーチおはなし会を実施します。

○　図書宅配サービス「本で見守り隊」の拡充に努めます。

○　ＹＡ図書館クラブ（注６）の拡充に努めます。

○　バリアフリー映画会（注７）の開催やＤＡＩＳＹ図書（注８）、大活字本（注９）の収集・提供に努めます。

エ　学校と連携した読書活動の充実に努めます。

○　学校と連携した資料・情報の収集と学校支援を推進します。

○　職場体験学習、地域貢献事業等の積極的な受入れや図書館見学等、学校と連動した行事の企画等を実施します。

○　学校図書館関係者との情報交換会の実施など、連携を図ります。

○　「 図書館を使った調べる学習コンクール」を推進します。

（注5）　**レファレンスサービス**：何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介的立場から求められている情報あるいは資料を提供、提示することによって援助すること、及びそれにかかわる諸業務のことです。

（注6）　**ＹＡ図書館クラブ**：ＹＡはヤングアダルト（中・高校生から10代後半の人たちの総称。）の略称で、ヤングアダルトの関心、学習課題、娯楽などの総体的要求に応えて図書館資源を最大限に提供することを目的として活動するヤングアダルトの図書館クラブのことです。

（注7）　**バリアフリー映画会**：視覚や聴覚に障害のある方にも話題の映画を家族や友人と一緒に鑑賞していただけるよう、音声ガイドや日本語字幕を付けた作品を制作し、バリアフリー版作品を鑑賞できる機会を提供する取組です。

（注8）　**ＤＡＩＳＹ図書**：DAISYとは、Digital Accessible Information Systemの略で、視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格です。

（注9）　**大活字本**：通常の大きさでは本が読みにくい方のために、大きな文字を用いた本です。

オ　地域との連携による利用者拡大と図書館活動の活性化を図ります。

○　出水論語塾やビブリオバトル(注10)等の開催を通じた利用者の仲間づくりを推進します。

○　図書館資料のリユースを推進します。

○　地域住民や地域活動との連携を図ります。

カ　情報の受発信活動を積極的に展開します。

○　図書館の利用機会を広げるために、ホームページやインスタグラムなどのＳＮＳ、図書館だより等を活用した情報発信に努めます。

○　ご意見箱の活用や利用者アンケートの調査により、利用者の動向や意見の情報収集活動の強化を図ります。

キ　図書館のＩＣＴを活用した取組と環境の整備に努めます。

○　コロナ禍で非来館（非接触）型サービスへの期待が高まる中、電子図書館やデジタルアーカイブ、オンラインデータベース（商用ＤＢ）等の導入に向けて研究します。

○　市民が気軽に集い、交流・発信できる場としての機能など、新たな役割を果たすために必要な環境の整備に努めます。

重点成果指標

住民一人当たりの貸出冊数目標

年　度 内　容	令和４年度	中間年度	令和８年度
市立図書館 （個人貸出冊数目標）	５．０冊	６．１冊	６．９冊

（注10）**ビブリオバトル**：知的書評合戦。発表者が順番に本を紹介し、ディスカッションを行った後、参加者が読みたくなった本を投票して「チャンプ本」を決める本の紹介コミュニケーションゲームです。（公式ルールは、一般社団法人ビブリオバトル協会　参照）

⑵　自治会等の読書活動への支援

子どもと大人があらゆる機会と空間で、自主的に読書を行うことができるよう、ボランティアグループが自治会等へ出向いて読み聞かせ会（おはなし玉手箱）を行い、地域を通じた読書活動の推進を図ります。

⑶　公共施設等における読書環境の整備の推進

いつでも、どこでも、読書に親しめる機会が持てるよう、市民が集まる公共施設や身近な施設としての自治公民館に「小文庫（自治会文庫等）」を設置し、利活用できるよう支援します。

ア　公共施設に図書コーナーを設置し、図書資料の充実に努めます。

イ　自治会（子ども会）文庫の設置を推進し、その利活用を支援します。

ウ　市立図書館で除籍した図書資料等を、自治会文庫、児童クラブ等に配布し、有効活用を図ります。

⑷　企業等と連携・協働した読書活動の推進

家庭で親子が共に読書に親しむために、地域や企業において読書活動の意義、よさを広く啓発していきます。

ア　啓発・ＰＲの連携を行います。（ポスターチラシ広報紙等）

イ　企業内文庫の設置を推進し、移動図書館による団体貸出の利用を図ります。

ウ　企業での研修に読書ボランティア等を派遣するなどして連携を図ります。

エ　学校や市立図書館への本の寄贈等を働き掛けます。

⑸　読書ボランティアの拡充と育成

読書ボランティアは、地域における自主的な読書活動の主体であり、読書活動推進の担い手です。多くの人が読書ボランティアとして活動に参画できるように、図書館と連携して取組を進めます。

ア　読書ボランティアグループへの情報提供やスキルアップに係る研修会等への参加を支援します。

イ　読書ボランティアグループや親子読書会等の活動の場の確保に努めます。

ウ　「読書ボランティア養成講座」「スキルアップ研修会」等を開催し、読書ボランティアの育成と資質の向上に努めます。

⑹　関係機関・民間団体との連携

読書団体や子育て支援団体、高齢者活動団体等と積極的な連携を図り、読書活動を推進します。

ア　読書活動の推進を図るために必要な情報を提供していきます。

イ　読書の魅力を発信する読書会等の活動を紹介します。

ウ　学校運営協議会と連携し、地域学校協働活動を活用するなどして読書活動の推進を図ります。

重点成果指標

読み聞かせ会

内　容 ＼ 年　度		令和４年度	中間年度	令和８年度
読み聞かせ会	回数	１８０回	１９０回	２００回
	参加人数	２，５００人	２，７５０人	３，０００人

基本目標３　学校等における読書活動の推進

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校等は大きな役割を担っています。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を確立し、読書活動の充実を図るとともに、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げる読書環境を整備して、発達段階に応じた読書活動の推進を図っていきます。

⑴　子どもの読書習慣の確立と読書活動の充実

本に親しみ読書好きの子どもを育てるために、学校等における読書活動の取組に努めます。

ア　保育所・幼稚園の取組

○　家族と一緒に本に親しむ時間づくりを推進します。
「出水市家読（うちどく）推薦図書」の活用

○　保育中の読書活動を推進します。

イ　小・中学校・義務教育学校・高等学校の取組

○　朝の１０分間読書活動を推進します。

○　教育課程との関連を踏まえた読書活動を推進します。

○　読書大好きっ子短作文・読書標語の募集を行い、各学校で掲示するなどします。

○　「出水市読書の歌～すてきな宝物～」の浸透を図ります。

○　委員会活動など、児童生徒が読書活動に主体的に取り組めるよう支援します。

○　長期休業中における家読（うちどく）など、朝読み・夕読みを推進します。

○　推薦図書の選定・コーナーの設置など、本の紹介に努めます。

○　読書月間・読書旬間等における、読み聞かせ、ブックトーク（注11）、ビブリオバトル、アニマシオン（注12）など、児童生徒の実態に応じた多様な読書活動や本の紹介に努めます。

○　移動図書館の活用に努めます。

（注11）**ブックトーク**：読書への興味を喚起するため、特定のテーマに沿っていくつかの本を選び、本の内容・著者主題について紹介するものです。

（注12）**アニマシオン**：スペインのモンセラ・サルトさんが、子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうと開発・体系化した読書指導メソッド（方法・方式）のこと。読書をゲームとして楽しみながら読解力、表現力、コミュニケーション能力を育てることです。

⑵　読書環境の整備

国の第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」に基づき、読書環境の整備・充実に努め、読書好きの子どもを育てます。

ア　保育所・幼稚園の取組

○　市内全保育所・幼稚園に園児が読書に親しめる図書コーナーの設置を推進します。

○　園児向けの図書資料（絵本等）の充実を図ります。

○　県・市立図書館の団体貸出を活用して、図書資料の充実に努めます。

○　寄贈本を活用した絵本の巡回を行い、図書資料の充実を図ります。

○　保護者への図書の貸出を実施します。

イ　小・中学校・義務教育学校・高等学校の取組

○　地域住民に開かれた学校図書館の整備・充実に努めます。

○　小・中学校においては、学校図書館図書標準 (注 13) を満たすように、新たな図書の整備に加え、計画的な図書の更新を図るよう努めます。

○　調べ学習に対応できる図書資料の充実に努めます。

○　児童生徒が、自発的に学校図書館を利用するための空間づくりや掲示・飾りに工夫を凝らした特色ある図書館づくりを支援します。

○　学校の余裕教室等を活用するなど、読むスペースの確保に努めます。

○　学校図書館及び市立図書館と連携した学級文庫、図書コーナーの充実に努めます。

（注13）**学校図書館図書標準**

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成５年３月に定められたものです。（学級数により算定方法が決められています。）

○学校図書館図書標準による蔵書算定方法（盲・聾・養護学校は、別に定められている。）

学級数	蔵書冊数（小学校）	蔵書冊数（中学校）
1	2,400	4,800
2	3,000	4,800
3～6	3,000 ＋ 520×（学級数－ 2）	4,800 ＋ 640×（学級数－ 2）
7～12	5,080 ＋ 480×（学級数－ 6）	7,360 ＋ 560×（学級数－ 6）
13～18	7,960 ＋ 400×（学級数－12）	10,720 ＋ 480×（学級数－12）
19～30	10,360 ＋ 200×（学級数－18）	13,600 ＋ 320×（学級数－18）
31～	12,760 ＋ 120×（学級数－30）	17,440 ＋ 160×（学級数－30）

【例】18学級ある小学校は、10,360冊。15学級ある中学校は、12,160冊。

⑶　職員等の読書指導に関する研修等の充実

読書指導担当教諭と学校司書が一堂に会し、研修を実施するなど各種研修会等の開催により読書指導の充実と資質向上を図ります。

ア　学校職員の読書指導に関する研修等の充実

○　各種研修会や講習会の積極的参加を促し、職員の資質向上を図ります。

○　小・中学校の司書教諭及び学校司書等を継続して配置します。

○　司書教諭及び学校司書等のスキルアップのための研修会を実施します。

○　読書指導に関する校内研修の充実を図ります。

イ　保護者の読書指導に関する研修等の充実

○　保・幼・小中学校の親子読書会の育成を推進します。

○　親子読書会のスキルアップのための研修会等を開催します。

ウ　各種読書活動の実践事例紹介

○　読書活動実践事例（読書パネル）を作成し、市内各所に展示します。

⑷　障がいのある子どもの読書活動の推進

「全ての国民が障害の有無にかかわらず読書を通じて文字文化を楽しめる社会の実現」を目的にした「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律　（読書バリアフリー法）」が令和元年６月に公布、施行されました。

障がいのある子どもが豊かな読書活動が行えるよう、市立図書館や読書ボランティア等と連携しながら読書活動支援を推進します。

ア　障がいの状態に応じた選書等や環境の工夫

イ　読み聞かせなどの読書活動の推進

重点成果指標

学校図書館図書標準の達成

年　度 内　容	令和４年度	中間年度	令和８年度
小学校図書館	７１％	８６％	１００％
中学校図書館	５７％	７１％	１００％

基本目標４　読書活動への理解と普及啓発の推進

「子ども読書の日（４月２３日）」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。

読書活動は、「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていることを認識すると同時に、年間を通じて子どもと大人がともに地域全体で読書活動を推進する機運を一層高めていくよう普及啓発に努めます。

⑴　読書に関する記念日の意義の周知と普及

広報紙やホームページ等を活用して、「読書活動」に関する情報の周知や普及を行います。

- 毎月 第３土曜日　出水市民読書の日
- 毎月 ２３日　子どもといっしょに読書の日（鹿児島県図書館協会が提唱）
- 4/23　子ども読書の日
- 4/23 ～5/12　こどもの読書週間
- 10/27　文字・活字文化の日
- 10/27 ～11/9　読書週間
- 10/11 ～11/11　読書強調月間（市内学校）

⑵　情報の提供と行事・活動の周知

広報紙やポスター、チラシによる情報提供を行うとともに、各学校、団体等に向けた資料を作成して、啓発を図ります。

⑶　ホームページ「よんみゃんせ」の充実

出水市読書活動推進ホームページ「よんみゃんせ」を活用し、市立図書館や学校等のより新鮮で魅力ある読書活動の情報や、市内の各種読書活動の情報を市内外へ発信します。

⑷　イベント・大会開催による顕彰と啓発

積極的な読書活動を推進している団体等の表彰や活動事例の紹介、読書標語等の掲示を行う「読書活動日本一のまちづくり推進大会」を開催するとともに、市民が読書に親しみ、楽しむ場を提供する「わくわく☆おはなしフェスタ」などの読書イベント等を併せて実施することで、地域全体で読書活動を推進する機運を一層高めていくよう努めます。

⑸　地域行事等による読書活動の啓発

子ども会の活動計画に、「読書活動」を取り入れるよう啓発に努めます。また、長期休業中における地域と連携した朝読み・夕読みを推進します。

⑹　読書のまちの啓発

読書活動の取組ＰＲとしてブックカバーを配布するなどして読書のまちの啓発を図ります。また、市民への啓発活動の推進を図ります。

ア　ブックカバーや手作りしおりをイベント等で配布します。

イ　駅のコンコースで行っている「読書活動実践事例パネル」の展示を継続します。

ウ　「出水市読書の歌～すてきな宝物～」を、読書活動に係る研修会や大会などで活用し、周知を図ります。

エ　市民等の文芸活動の向上と普及を図るため、「文芸いずみ」の発行を継続します。

⑺　組織体制の確立と進捗管理

読書活動推進機関・団体等と連携しながら読書活動推進の取組を拡充して実施していきます。

ア　「読書活動日本一のまちづくり推進会議」、「読書活動日本一のまちづくり推進委員会」等との連携を強化します。

イ　推進計画の進捗状況を管理、公表するために、読書活動の実践書を発行します。

ウ　市民アンケート等を行い、読書活動に対する市民の理解度を確認していきます。

エ　社会教育関係団体との連携を図っていきます。

出水駅新幹線コンコースにて、読書パネルを展示

資料編

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 文字・活字文化振興法
- 読書活動に関する受賞歴
- 第四次出水市読書活動推進計画策定に関わる委員等

子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

（平成十七年七月二十九日法律第九十一号）

（目的）

第一条　この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条　文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

２　文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

３　学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条　市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3　国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4　前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条　国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条　国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条　国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条　国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2　文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

読書活動に関する受賞歴

◆文部科学大臣表彰

「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体」　出水市立下水流小学校：（平成１８年度）
出水市立図書館：（平成１９年度）
読書ボランティアグループ「そらいろのたね」：（平成２１年度）
出水市立出水小学校：（平成２２年度）
県立野田女子高等学校：（平成２４年度）
出水市立大川内中学校：（平成２８年度）
出水市立切通小学校：（平成３１年度）
おはなしボランティアグループ「紙ふうせん」：（令和　２年度）
出水市立出水中学校：（令和　３年度）

◆第５回高橋松之助記念
「文字・活字文化推進大賞」　出水市：（平成２３年度）

◆第１３回高橋松之助記念
「朝の読書大賞」　出水市立出水商業高等学校：（令和　元年度）
「朝の読書大賞・優秀校」　出水市立西出水小学校：（令和　元年度）

高橋松之助記念「文字活字文化推進大賞」とは

文字・活字文化振興法の理念に則り、読書推進と文字・活字文化振興に貢献し、業績をあげた学校及び自治体・団体・個人を顕彰するもので、全国出版協会が主催

◆鹿児島県図書館大会での受賞

「優良読書グループ」　読書ボランティアグループ「そらいろのたね」：（平成２０年度）
下水流小学校親子読書会「ひだまり」：（平成２１年度）
おはなしボランティアグループ「紙ふうせん」：（平成２２年度）
「子どもの読書活動推進優良団体」
おはなしボランティアグループ「紙ふうせん」：（平成３０年度）
「子どもの読書活動推進優良校」　切通小学校：（平成３０年度）
出水中学校：（令和　２年度）

◆出水地区教育振興大会での受賞
「社会教育部門表彰」　読書ボランティアグループ「そらいろのたね」：（令和　元年度）
読書ボランティアグループ「虹色のゆめ」：（令和　３年度）

第四次出水市読書活動推進計画策定に関わる委員等

1　読書活動日本一のまちづくり推進会議

氏　　名	所　属（委員）	氏　　名	所　属（委員）
吉 國 幸 宏	市校長協会（小・中学校）	沖 洲 絢 香	青年団体代表
上ノ町　　久	市校長協会（高等学校）	宮 後 聖 仁	さつま出水青年会議所
井 脇 健 太 郎	市自治会連合会	湯 田 美 千 子	女性団体連絡協議会
坂 上 了 司	市自治会連合会	下 村 佳 代 子	読書ボランティア
山 上 博 樹	市ＰＴＡ連絡協議会	岡 﨑 麻 衣 子	親子読書会（小学校）
白男川　孝仁	市文化協会	新 町 志 穂	親子読書会（幼稚園）
山 口 光 一	市子ども会育成連絡協議会	笠 置 孝 淳	出水市保育所連絡協議会

2　読書活動日本一のまちづくり推進委員会

氏　　名	所　　属	氏　　名	所　　属
大久保哲志	教育長	盛　真由美	出水小学校教諭
溝 口 雄 二	教育部長	馬 場 祥 子	西出水小学校教諭
田 口　　保	教育総務課長	山 本 久 代	大川内中学校教諭
床 並 伸 治	学校教育課長	若 松 智 仁	野田中学校教諭
吉 元 利 裕	学校教育課指導監	松 尾 寿 子	下水流小学校司書
西村かおり	学校教育課参事	井 上 清 香	出水商業高等学校教諭
甲 斐 優 子	学校教育課付き主任主査	松 岡 秀 和	企画政策課長
小 田 大 吉	読書推進室長兼図書館長	高 口　　悟	こども課長
中 村 宗 義	生涯学習課参事兼指導主事	本 村 頼 子	こども課子育て支援室長
吉 國 幸 宏	東出水小学校長	小田原　由美	健康増進課母子保健係長
大 山 裕 章	江内中学校長		

3　事務局

氏　　名	所　　属	氏　　名	所　　属
小 田 大 吉	読書推進室長兼図書館長	時 政 伸 行	総括責任者（指定管理者職員）
酒本めぐみ	読書推進室主幹兼次長	木 原 和 美	副総括責任者（指定管理者職員）
畠 山 義 昭	読書推進室主査		

第四次出水市読書活動推進計画
（第四次子ども読書活動推進計画）
（発行年月　令和４年４月）

【事務局】
〒８９９－０２９２
鹿児島県出水市緑町１番３号
出水市教育委員会　教育部　生涯学習課読書推進室
電話（代表）0996-63-2111

読書活動日本一のまちづくり
～いつでも どこでも 本といっしょに～
「こどもの読書週間」4月23日～5月12日
「秋の読書週間」10月27日～11月9日
市民読書の日
出水市